合和6年5月号 からなからなからなからなからなからなからなからなからなからない

厚生センターだより



栃木市生活環境部 人権・男女共同参画課 厚生センター係

人権啓発コーナー

こどもの日は誰のお祝い?

5月5日は「こどもの日」。

3月3日は「桃の節句」として**女の子**の幸せと健やかな成長を願ってお祝いするのに対して、5月5日は「端午の節句」として、同様に**男の子**をお祝いする日です。『男の子の節句だけ休日でするい!』と感じる方もいるのでは?

1948年、国民の祝日に関する法律により5月5日を「こどもの日」と定めました。**男女関係なく子どもたちの幸せと健やかな成長を願ってお祝いする日**となりました。5月5日に鎧や兜を飾ったり、こいのぼりを揚げたりするのは、伝統的な男の子の「端午の節句」の習わしが根づいているからです。ですから、5月5日は**男の子も女の子もお祝いされる日**であり、合わせて「端午の節句」でもあるのです。

さて、「こどもの日」については「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、 母に感謝する。」と法律で定められています。こどもの日は、こどものための日であるととも に、母に感謝する日でもあるのです。(ご存じでしたか?) こどもを産んでくれる母親に感 謝し、母子の健やかで豊かな生活を願い祝う日なのです。ちなみに、残念ですが 父親に感謝する日は法の定めがありません。6月の父の日はアメリカから輸入され たものです。

こどもの日には、太鼓持ちになってしまうお父さんですが、お父さんにも感謝の 気持ちを表して、さらに家族の絆が深められる日になるといいですね。

「布 そうり作り」のお知らせ"足にも環境にもやさしい布ぞうり" ご参加ください







[昨年の布ぞうり作りの様子]

日時:6月25日(火)、26日(水) 13時20分~16時 各回10名(先着順)

場所:厚生センター

申込:6月3日(月)~7日(金) 8:30~17:00 厚生センター 24-2444

厚生センターでは、生活上の各種相談をお受けしています。 お気軽にご相談ください。

(人権・生活・健康・年金に関することなどの相談に対応しています)

相談受付(電話でのご相談も可能) 20282 (24) 2444

日時:月~金曜日(土・日・祝日は休み)午前8時30分~午後5時15分

巡回相談

場所:新栃木コミュニティ会館

日時:5月13日(月)午前10時~午前11時

